NEWS RELEASE



国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先

(所属) 自動車交通部旅客第一課

(担当)田中、松浦

(電話) 06-6949-6445

平成30年6月29日

路線バス事業者に対する行政処分について

近畿運輸局は、道路運送法第40条の規定に基づき、以下のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

1. 違反の概要

平成30年3月30日、醍醐バスターミナル9時55分発京都駅八条口行き(6A系統)において、本来、醍醐バスターミナルから乗車扱いをしなければならないところを、醍醐北西裏町から乗車扱いを行ったことにより、醍醐バスターミナル停留所から醍醐北西裏町停留所間において、正当な理由がないにもかかわらず、運行計画に定めるところに従わず、一部区間不運行を生じさせた。

- 2. 処分年月日 平成30年6月29日
- 3. 処分対象事業者及び営業所名 京阪バス株式会社(法人番号5130001010526) 洛南営業所(京都府京都市伏見区竹田向代町77番地)
- 4. 行政処分の概要 延べ10日間の事業用自動車使用停止処分(対象車両2両)
- 5. 法令違反条項道路運送法第16条第1項違反(事業計画及び運行計画に定める業務の確保違反)
- 6. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況 当該行政処分により付された違反点数 1点 当該事業者に付された累積違反点数 1点

配布先:青灯クラブ、京都府政記者クラブ、近畿運輸局記者会(ハイタク部会)